

広島市訓練指導員設置要綱

平成 15 年 3 月 19 日制定

平成 17 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 6 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 5 月 15 日一部改正

令和 6 年 8 月 1 日一部改正

(目的)

第 1 条 災害の複雑多様化、大規模化等に対応するためには、消防団員の知識及び技術の向上を図る必要があることから、消防団員の中から消防団員を訓練指導する者を養成し、消防団員の訓練指導体制の強化を図り、もって消防団員の資質を向上させ、活動内容の充実強化など総合的に組織の活性化を推進することを目的とする。

(訓練指導員等の配置)

第 2 条 前条の目的を達成するため、各消防団に県訓練指導員、市訓練指導員、分団訓練指導員及び女性訓練指導員（以下「訓練指導員等」という。）を別表のとおり配置する。

(県訓練指導員の委嘱)

第 3 条 県訓練指導員については、公益財団法人広島県消防協会訓練指導員制度運営規程に則り、次のとおり処理する。

消防団長は、所属消防団員の中から原則として分団長以上の階級の者で、団員間の信望が厚く、真に指導者として適当と認められる者を県訓練指導員として選考のうえ、連合消防団長へ推薦し、連合消防団長は、消防団長から推薦のあった者を県訓練指導員として委嘱するよう公益財団法人広島県消防協会会長へ依頼する。

(市訓練指導員の委嘱)

第 4 条 市訓練指導員については、次のとおり処理する。

消防団長は、所属消防団員の中から原則として班長以上の階級の者で、団員間の信望が厚く、真に指導者として認められる者を市訓練指導員として選考のうえ、連合消防団長へ推薦し、連合消防団長は、消防団長から推薦のあった者を市訓練指導員として委嘱する。

(分団訓練指導員及び女性訓練指導員の委嘱)

第 5 条 分団訓練指導員及び女性訓練指導員については、次のとおりとする。

(1) 分団長は、所属分団員の中から、団員間の信望が厚く、真に指導者として認められる者を分団訓練指導員として選考のうえ、消防団長へ推薦し、消防団長は、分団長から推薦のあった者を分団訓練指導員として委嘱する。

(2) 女性消防隊長は、女性消防隊の中から、隊員間の信望が厚く、真に指導者として認められ

る者を女性訓練指導員として選考のうえ、消防団長へ推薦し、消防団長は、女性消防隊長から推薦のあった者を女性訓練指導員として委嘱する。

(任期)

第6条 訓練指導員等の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により、推薦され変更した訓練指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(胸章)

第7条 県訓練指導員及び市訓練指導員は、訓練指導活動においては別図の胸章を佩用する。

(消防団訓練指導計画の策定)

第8条 消防団長は、消防団訓練指導計画を策定し、その計画に基づいて訓練指導員等を派遣する。

2 消防団長は、消防団訓練指導計画の策定に当たり、訓練指導員等の意見を聴いて効果的な消防団訓練指導計画を策定するものとする。

(訓練指導員等の責務)

第9条 訓練指導員等は、第1条の目的を達成するため、熱意と誠意をもって訓練指導に努めるものとする。

2 県訓練指導員及び市訓練指導員は、毎年度、広島県消防学校で実施される教育訓練（訓練指導員科）を受講するとともに、平素から訓練指導員としての自覚を持ち、自己の訓練指導技術の向上に向けた研鑽に努めるものとする。

3 県訓練指導員は、所属消防団員の訓練指導を行うとともに、市訓練指導員、分団訓練指導員及び女性訓練指導員の育成指導にあたる。

4 市訓練指導員は、所属消防団員の訓練指導を行うとともに、分団訓練指導員及び女性訓練指導員の育成指導にあたる。

5 分団訓練指導員及び女性訓練指導員は、所属の分団員及び女性消防隊員の訓練指導を行うものとする。

6 訓練指導員等は、平素から相互に連携し、緊密な協力体制のもとに効果的な訓練指導に努めるものとする。

附 則

1 第4条の規定において、市訓練指導員第1期の任期については、以後の任期期間を県訓練指導員の任期期間と整合させるため、3年として運用する。

2 この要綱は、平成15年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定において、女性消防隊の市訓練指導員、分団訓練指導員及び女性訓練指導員の施行後最初の任期については、県・市訓練指導員の任期期間と整合させるため、2年として運用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）

団名	県訓練指導員	市訓練指導員	分団訓練指導員 女性訓練指導員
中消防団	1人	3人	9人
東消防団	1人	3人	8人
南消防団	1人	4人	12人
西消防団	1人	3人	8人
安佐南消防団	1人	4人	12人
安佐北消防団	1人	6人	17人
安芸消防団	1人	3人	9人
佐伯消防団	2人	3人	9人
女性消防隊		4人	9人
合計	9人	33人	93人

女性消防隊員の市訓練指導員の配置基準

方面の編成	市訓練指導員配置数
中団、東団	1人
南団、安芸団	1人
西団、佐伯団	1人
安佐南団、安佐北団	1人

※ どちらの団から選考するか、団事務局間で協議のうえ決定する。

別図（第7条関係）

県訓練指導員

公益財団法人広島県消防協会から貸与されたバッチ

市訓練指導員

